

各位

会 社 名 株 社 丸 順 式 会 代 取 役 代表者名 浩 役 員 衦 執 行 (コード番号 3422 東証スタンダード・名証メイン) 取締役上席執行役員 問合せ先 山﨑英次 企画·開発本部 副本部長 (TEL 0584-48-2832)

商号の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り、商号変更及び定款の一部変更につきまして 2022 年6月 24 日開催予定の第 64 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号変更について

(1)変更の理由

当社は、今年創業 70 周年の節目を迎え、今後の新たなグローバルでの成長ステージへの移行を見据え、当社のブランド力を強化することを目的として、商号を「株式会社 J-MAX」に変更することといたしました。

当社は、創業から 70 年間世界最高レベルの金型技術・製造技術でものづくりを支え、この度「J-MAX」として新たな一歩を踏み出します。

「J-MAX」の頭文字である J は、「Japan」の J であり、この国のものづくり技術を世界中で役立てていきたいという強い思いが込められています。この J には他にも、「Joyous」従業員・お客様・地域社会にとってもっと楽しく、喜びに満ちたものづくり。「Jut」飛び抜けた発想で世界中に広がるものづくり。「Judicious」チャレンジの中にも思慮深さがあるものづくり。といった様々な意味も込められており、新たな目標を胸に、ものづくりの価値を最大化(Max)するイノベーション・カンパニーを目指し取り組んでまいります。

(2)新商号(英文表記)

株式会社 J-MAX (英文: J-MAX Co.,Ltd.)

(3) 変更予定日 2022 年7月1日

2. 定款一部変更について

(1) 定款変更の理由

(a)商号の変更

前述の1. 商号変更に記載のとおり、商号変更を行うべく、第1条(商号)を変更するものであります。

(b)株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

① 変更案第 18 条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定め

るものであります。

- ② 変更案第 18 条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 18 条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りです。

(下線は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(商 号)	(商 号)
第 1 条 当会社は、株式会社丸順と称し、英文では	第 1 条 当会社は、株式会社 J-MAX と称し、英文で
MARUJUN CO., LTD. と表示する。	は J-MAX Co.,Ltd.と表示する。
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし	(削除)
提供)	
第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総	
会参考書類、事業報告、計算書類および連	
結計算書類に記載または表示をすべき事	
項に係わる情報を、法務省令に定めるとこ	
ろに従いインターネットを利用する方法で開	
示することにより、株主に対して提供したも	
<u>のとみなすことができる。</u>	
 (新設)	(電子提供措置等)
	第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総
	<u>会参考書類等の内容である情報について、</u>
	電子提供措置をとるものとする。
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち
	法務省令で定めるものの全部または一部に
	ついて、議決権の基準日までに書面交付請
	<u>求した株主に対して交付する書面に記載しな</u>
	<u>いことができる。</u>
	<u>附則</u>
(新設)	(商号変更の時期)
	第1条 定款第1条(商号)の変更は、2022年7月1日
	をもって効力を生ずるものとする。なお、本条
	は第1条の効力発生日をもって削除する。
(+	
(新設)	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
	第2条 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正
	する法律(令和元年法律第70号)附則第1条
	ただし書きに規定する改正規定の施行の日
	である 2022 年9月1日(以下「施行日」という)
	から効力を生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月

以内の日を株主総会の日とする株主総会につ
いては、定款第18条(株主総会参考書類等の
インターネット開示とみなし提供)はなお効力
を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日ま
たは前項の株主総会の日から3か月を経過し
た日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(3)日程

- ① 定款変更のための株主総会開催日2022 年6月 24 日
- ② 定款変更の効力発生予定日上記2.(1)(a) 2022 年7月1日上記2.(1)(b) 2022 年6月24日

以上